労働者協同組合設立及び特定労働者協同組合認定までの流れ

＜根拠法・条文等＞

労働者協同組合

⓪　発起人（組合員になる意思のある者）を３人以上集める
・定款、事業計画、収支予算の作成

令和４年 10 月１日以降

① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
（会議開催日の少なくとも２週間前まで）

（法第 23 条第１項・第２項）

② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員の選任などを議決し、又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の３分の２以上の多数による決議を必要とする。

（法第 23 条第３～７項、法第 32 条第３項ただし書、同条第 12 項）

③ 発起人から理事へ事務引継

（法第 24 条）

④　出資の第１回の払込み

（法第 25 条）

⑤ 設立の登記
主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで**組合が成立**する。

（法第 26 条）

⑦ 行政庁への成立の届出
組合成立後 2 週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出る

（法第 27 条、132 条、労協法施行規則第 5 条各号）

非営利性の徹底

特定労働者協同組合

⑥ 特定労働者協同組合の申請
組合は、特定労働者協同組合の認定の申請をする際には、定款その他厚生労働省令で定める書類を添付する。

（法第 94 条の５、労協法施行規則第 81 条の３）

⑧ 認定等の公示
行政庁により、特定労働者協同組合が認定されたときや合併、解散の届出をしたときには、行政庁の HP 等で、その旨が公示される。

（法第 94 条の８、10、16、18、19、労協法施行規則第 81 条の４）